

議案第2号

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 3月 6日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布されたことに伴い、みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため議会の議決を求めるものである。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年みやき町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第4条第1項第3号中「調整」を「調製」に改め、同項第7号中「記載」の次に「が」を加え、同条第2項中「調整」を「調製」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 町長は、前条の規定による申請の事実を確認したときは、印鑑登録原票に当該登録申請者に係る印影及び次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって<u>調製</u>する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民が氏名の片仮名表記(住民票の備考欄に記載</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 町長は、前条の規定による申請の事実を確認したときは、印鑑登録原票に当該登録申請者に係る印影及び次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって<u>調整</u>する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民が氏名の片仮名表記(住民票の備考欄に記載</p>

がされている氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。)又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

2 町長は、印鑑登録原票(印影を除く。)については、磁気ディスクをもって調製することができる。

3 (略)

__されている氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。)又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

2 町長は、印鑑登録原票(印影を除く。)については、磁気ディスクをもって調整することができる。

3 (略)